

## びわこリハビリテーション専門職大学 GPA制度に関する内規

[2021.4.1 制定]

(目的)

**第1条** この内規は、びわこリハビリテーション専門職大学(以下「本学」という。)学則第 20 条に基づき、グレートポイントアベレージ(以下「GPA」という。)について必要な事項を定め、厳格な成績評価を図るとともに、学生の学習意欲の向上並びに修学支援に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** 「GPA」とは、各授業科目の成績評価(100 点満点)に対応してグレードポイント(以下「GP」という。)を付与して算出する1単位当たりのGP平均値をいう。

2 GPは次表のとおり定める。

GP	2020 年度入学者	2021 年度以降入学者
4	—	S(90 点以上)
3	A(80 点以上)	A(80 点以上 90 点未満)
2	B(70 点以上 80 点未満)	B(70 点以上 80 点未満)
1	C(60 点以上 70 点未満)	C(60 点以上 70 点未満)
0	D(60 点未満)及び未資格	D(60 点未満)及び未資格

(算出対象科目及び種類・計算方法)

**第3条** GPAの算出対象とする科目は、本学が開講する科目とする。ただし、学外で行われる実習科目(臨床実習)はこれに含めない。

2 次に掲げる科目については、GPAの算出対象から除外する。

- (1) 入学後に他の大学・専門職大学・短期大学で履修した科目を本学において認定した科目
- (2) 本学入学前の既修得単位として認定された科目
- (3) 履修中止申請により、学期の途中で履修中止が認められた科目

3 再履修した科目の成績評価は、前回の成績評価に上書きしたGPによりGPAが算出される。

4 算出されるGPAは、当該学期のみの算出対象科目による「学期GPA」及び第1年次からの算出対象科目すべてによる「累積GPA」の2種とする。

5 前項のGPAは次の計算式で算出され、小数第3位を四捨五入するものとする。

・2020 年度入学者

$$\text{GPA} = \frac{(\text{A科目の合計単位数} \times 3) + (\text{B科目の合計単位数} \times 2) + (\text{C科目の合計単位数} \times 1)}{(\text{履修登録単位数の合計})}$$

・2021 年度以降入学者

$$\text{GPA} = \frac{(\text{S科目の合計単位数} \times 4) + (\text{A科目の合計単位数} \times 3) + (\text{B科目の合計単位数} \times 2) + (\text{C科目の合計単位数} \times 1)}{(\text{履修登録単位数の合計})}$$

／(履修登録単位数の合計)

(グレード分布を考慮した評価)

**第4条** 各科目の成績評価においては、次に掲げる割合を目安とし、80点以上の高評価が偏らないように配慮するものとする。

- (1) 2020年度入学者：A(80点以上)が履修登録者の30%以内
- (2) 2021年度以降入学者：S(90点以上)とA(80点以上90点未満)を合わせて履修登録者の30%以内

(算出期日)

**第5条** GPAは、各学期の最終成績発表時点において算出されるものとする。

(学生支援・指導における活用)

**第6条** GPAは次に掲げる事案において、活用するものとする。

- (1) 成績優秀者に対する表彰
- (2) 日本学生支援機構奨学金及びその他の奨学金の学校推薦選考
- (3) 「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料減免及び給付型奨学金の学校推薦(以下「修学支援新制度」という。)の選考並びに「警告」対象者の抽出
- (4) 学習不振傾向の学生に対する個別支援・指導の対象抽出
- (5) 学内の教育改善に係る施策立案

(修学支援新制度における運用)

**第7条** 修学支援新制度の対象となる学生が、次に該当する場合は警告対象者となる。

- (1) 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割に満たないとき
  - (2) 所属学科の当該学年のGPA下位1/4に該当するとき
- 2 前項に該当する学生に対して、大学は個別の学修支援・指導を当該学生の担任教員及び事務センター職員が行うものとする。
- 3 2年連続して警告対象者となった学生は、受給が停止される。

(成績表・成績証明書への記載)

**第8条** 各学期末に学生及び保護者に送付する成績表には、当該の学期GPA及び累積GPAが記載される。

- 2 成績証明書には、学生の申請により累積GPAの記載を削除することができる。

(改廃)

**第9条** この内規の改廃及びその他必要な事項は、教授会で定める。

## 附 則

この内規は、2021年4月1日から施行する。